

令和6年第1・2回農業委員会議事録

令和6年12月25日

下妻市農業委員会

令和6年第12回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和6年12月25日（水）午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-1

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

第5号 現況証明書の交付決定について

第6号 令和6年度農用地利用集積計画の決定について

第7号 令和6年度農用地利用集積計画一括方式の決定について（農地中間管理事業）

第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和6年度農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

4. 報 告

第1号 制限除外の農地の移動届出について

第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のとおり

1番 高橋 克己	2番 鶴見 清忠	3番 結束 乾一
4番 野村 操	5番 栗原 三郎	6番 鈴木 政良
7番 中山 悟	8番 吉川 利幸	9番 飯島 晴彦
10番 草間 進	11番 白井 安男	12番 笠島 修
13番 羽賀 茂	14番 齋藤 森一	15番 稲川 広美
16番 飯村 春夫	17番 程塚 裕行	18番 塚田 好克
19番 斎藤 孝夫		

出席職員次のとおり

局長 塚越 剛 局長補佐 杉田 由里子 局長補佐 磯 和洋 係長 富張 陽子

(午後 1 時 30 分 開会)

議長(会長 斎藤孝夫君)

ただいまから、令和 6 年第 12 回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19 名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は 17 番 程塚 裕行 君、18 番 塚田 好克 君 の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塙越剛君)

1 ページをお開き願います。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、7 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、下宮地内、田、627 m²、申請理由は、耕作地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 2 号、申請地、江地内、3 箕、畑、合計 3,861 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 3 号、申請地、五箇及び皆葉地内、4 箕、田及び畑、合計 3,835 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、小島地内、畑、150 m²、申請理由は、自宅に近い農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 5 号、申請地、小島地内、畑、151 m²、申請理由は、自宅に近い農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 6 号、申請地、小島地内、畑、151 m²、申請理由は、自宅に近い農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3 ページをご覧願います。

処理番号 7 号、申請地、小島地内、5 箕、畑、合計 1,243 m²、申請理由は、自宅に近い農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 1 号)

処理番号 1 号:中山委員

議案第 1 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、茨城県警察県西機動センターから北東へ約 550m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。12 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 2 号:鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約 2.2km 圏内にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。12 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 3 号:羽賀委員

議案第 1 号 処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、大形小学校から南西へ約 1.7km 圏内にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。12 月 21 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 4 号:齊藤(森)委員

議案第 1 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、総上小学校から北へ約 30m にあり、対象地 4 筆のうち 2 筆は休耕で雑草が繁茂していました。1 筆は休耕できれいに管理され、残り 1 筆はネギが作付けされていました。12 月 23 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 5 号: 齊藤(森)委員

議案第 1 号 処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、総上小学校から北へ約 30m にあり、休耕で、多少雑草が繁茂していました。12 月 21 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 6 号: 齊藤(森)委員

議案第 1 号 処理番号 6 号について報告いたします。申請地は、総上小学校から北へ約 30m にあり、休耕で、多少雑草が繁茂していました。12 月 21 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 7 号: 齊藤(森)委員

議案第 1 号 処理番号 7 号について報告いたします。申請地は、総上小学校から北へ約 500m 圏内にあり、5 筆の内 4 筆については野菜の作付けがされていました。残り 1 筆については休耕で雑草が繁茂していました。12 月 21 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

ここで、要望があります。今回の譲渡人の中には、高齢者がおりまして、電話で確認を取るのに苦労しました。高齢者が譲渡人等のときは、同居人がいるかどうか、施設に入所しているかなど、申請の受け付け時点で連絡先を確認してほしいと思います。

議長(会長 齊藤孝夫君)

調査結果についての発言の前に、今、齊藤(森)委員からの要望がありましたが、それにつきまして、事務局からお願いします。

事務局長(塙越剛君)

電話確認の連絡がとても大変だったということですので、申請を受ける際には、連絡先について、よく聞くようにいたします。そのうえで皆さんに調査依頼したいと思いますのでよろしくお願ひします。

塙田会長職務代理者

発言してもよろしいですか。高齢の方は、詐欺電話に備えていて、なかなか電話に出てしまいません。申請のときに、委員の電話番号を伝えて、こういった人から電話がかかってくるので、その時は電話に出てしまいと伝えてもらうのも方法としてあると思います。よろしくお願ひします。

議長(会長 斎藤孝夫君)

事務局お願いします。

事務局長(塚越剛君)

施設に入るような高齢者は、自分で申請ではなく、行政書士を代理人として申請がなされるので、事務局では、行政書士の連絡先はもちろん分かっています。行政書士からも、施設に入ってる等の事情を聞きまして、確実に本人の意思を確認できるように、本人や親族の方の連絡先を確認いたしまして、委員の皆様にもお伝えしますのでよろしくお願いします。

また、再三電話してもつながらないという場合には、事務局に一報ください。塚田会長職務代理者がご提案の電話番号を予めお伝えするというのは、個人情報でもありますので、そこはちょっと次の段階として、連絡がつかない場合には、事務局からアプローチしたいと思います。

議長(会長 斎藤孝夫君)

連絡がとれない場合は事務局へ連絡ということになっていますから、このことをちょっと頭においてもらって、そのほか改善すべきところがあれば、改善しながら様子を見ていきましょう。

それでは、調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 斎藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 斎藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

4ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、半谷地内、畠、450m²、申請理由は、借用している既存資材置場の返却に伴い、自宅兼事務所に隣接する申請地に資材置場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は4ページ、参考資料は、1ページ・2ページをご覧願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 斎藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第2号)

処理番号1号:鶴見委員

議案第2号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり農機具修理研修センターから南へ約400mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。12月23日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、資材置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 斎藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 斎藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 斎藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。

なお、本案のうち、処理番号2号につきましては、飯島委員が関係する案件でありますので、一時退席をお願いいたします。

(飯島 晴彦 委員:退席)

議長(会長 斎藤孝夫君)

はじめに、処理番号 2 号について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

5 ページ並びに、参考資料の 5 ページをお開き願います。

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回 4 件の申請であります。

はじめに、処理番号 2 号についてご説明申し上げます。

処理番号 2 号、申請地、鎌庭地内、田、549 m²、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 5 ページ、参考資料は、5 ページ・6 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、出入口造成工事に伴い、下妻市の道路工事施工承認及び道路占用許可が申請済みとなっております。

なお、申請地面積が 549 m²であり、自己住宅の基準面積の 500 m²を超えておりますが、500 m²以下に分筆した場合、過小農地が残り、隣接農地の所有者が耕作を希望しないことから、今回の申請面積となっておりますことを申し添えます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 斎藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第 3 号)

処理番号 2 号:羽賀委員

議案第 3 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、ほつとランドきぬから東へ約 250m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。12 月 23 日、地区委員 2 名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には直接面談を行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 斎藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。塚田会長職務代理者。

塚田会長職務代理者

参考資料の図面で、申請地の北側に残る三角の土地は、もともとは畠で一筆となっていたのではない
かと思いますが、どのように使っていく土地となるのか教えていただければと思います。

議長(会長 斎藤孝夫君)

事務局お願いします。

事務局(磯和洋君)

お答えいたします。この三角の土地につきましては道路の扱いとなっておりますので、御理解をお願い
いたします。

議長(会長 斎藤孝夫君)

塚田会長職務代理者、よろしいですか。

塚田会長職務代理者

はい。

議長(会長 斎藤孝夫君)

他に発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 斎藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 斎藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。飯島委員の退席を解きます。

(飯島 晴彦 委員:再入場・着席)

議長(会長 斎藤孝夫君)

他の3件について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

参考資料の3ページをお開き願います。

処理番号1号、申請地、高道祖地内、畠、707 m²、申請理由は、太陽光発電設備の設置でございます。

参考資料の 7 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、申請地、北大宝地内、2 筆、登記、畑及び山林、現況、畑、合計 950 m²、申請理由は、太陽光発電設備の設置でございます。

6 ページ並びに、参考資料の 9 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、鎌庭地内、畑、365 m²、申請理由は、利便性が良好な申請地に自己所有の車両を保管するための車庫を建築するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

参考資料は、3 ページ・4 ページをお開き願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない非 FIT 太陽光発電所であり、東京電力への電力受給契約が申請済みとなっております。

参考資料は、7 ページ・8 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない非 FIT 太陽光発電所であり、東京電力への電力受給契約が申請済みとなっております。

議案書は 6 ページ、参考資料は、9 ページ・10 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 斎藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 3 号)

処理番号 1 号: 笠島委員

議案第 3 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、高道祖市民センターから南東へ約 1.7km にあり、耕作されておらず、多少、雑草が繁茂していました。12 月 23 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には

電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 3 号：白井委員

議案第 3 号 処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、霞ヶ浦農業用水管理センターから北へ約 850m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。12 月 23 日、地区委員 2 名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 4 号：飯島委員

議案第 3 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから南東へ約 800m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。12 月 23 日、地区委員 2 名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、車庫へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長 斎藤孝夫君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 斎藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 斎藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塙越剛君）

7 ページ並びに、参考資料の 11 ページをお開き願います。

議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回 1 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、谷田部地内、畠、786 m²、申請理由は、事業拡大に伴い、既存車両置場が手狭であるため、隣接する申請地に車両置場敷地を拡張するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

議案書は 7 ページ、参考資料は、11 ページ・12 ページをお開き願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、既存敷地の拡張で、拡張の敷地面積が、既存敷地面積の 2 分の 1 以下であることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 斎藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第 4 号)

処理番号 1 号: 草間委員

議案第 4 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、豊加美小学校から北東へ約 500m あり、大豆の作付けがされていましたが、雑草が繁茂していました。12 月 23 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、車両置場敷地を拡張することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 斎藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 斎藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 斎藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 5 号、現況証明書の交付決定について、を議題といいたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

8 ページをお開き願います。

議案第 5 号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、1 件の願出であります。

非農地証明は、現況が山林等で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は宅地等になってから 20 年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明を申し上げます。

処理番号 1 号、願出地、中居指地内、畠、95 m²、現況が山林であるため地目を変更したく願出されたものであります。

以上でございます。

議長(会長 斎藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第 5 号)

処理番号 1 号:野村委員

議案第 5 号 処理番号 1 号について報告いたします。願出地は、下妻第一高等学校野球場から北東へ約 650m にあり、山林化していました。12 月 23 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、自宅訪問にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、山林化していることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長 斎藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 斎藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 斎藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 6 号、令和 6 年度農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長 (塚越剛君)

議案第 6 号の別紙をお開き願います。

議案第 6 号、令和 6 年度農用地利用集積計画の決定につきましては、農地法によらない賃借権

及び使用貸借権の設定を年3回、行っており、今回は、農用地利用集積計画の12月設定分であります

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局（杉田由里子君）

議案第6号 令和6年度農用地利用集積計画（案）の資料をご覧ください。こちらは通常利用権の令和6年12月設定分でございます。

なお、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律が改正され、農地の貸借方法が変更されます。下妻市においては、農業委員会で受け付けていた利用権設定について、この令和6年11月末日で受付を終了し、今後は農地中間管理機構での貸借に一本化することとなります。

お手元の議案第6号の資料をご覧ください。

表紙と次の1枚を飛ばし、3枚目の農用地利用集積計画総括表をご覧ください。

表の上段は新規分で、貸借期間が3年、6年、10年、20年とありまして、利用権設定面積全体では、田が38筆、65,804m²、畑が17筆、23,095m²、合計55筆、88,899m²で、貸人は26名、借人は19名、貸借の開始は令和7年1月1日からでございます。

表の下段は更新分で、貸借期間が3年、6年、10年、20年とありまして、利用権設定面積全体では、田が66筆、163,396m²、畑が39筆、48,975.91m²、合計105筆、212,371.91m²で、貸人は50名、借人は37名、貸借の開始は同じく令和7年1月1日からでございます。

内容につきましては、次の1ページをご覧ください。表の左から利用権設定者、利用権設定農用地、利用権の設定を受ける者、設定する利用権の内容となっており、以下14ページまでございまして、賃借料につきましては、農地の条件等により記載の金額等となっております。

以上で説明を終了いたします。ご審議くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（会長 齋藤孝夫君）

説明を終ります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の表題より（案）を削除願います。

続いて、議案第7号、令和6年度農用地利用集積計画一括方式の決定について（農地中間管理事業）、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第7号の別紙をお開き願います。

議案第7号、令和6年度農用地利用集積計画一括方式の決定について（農地中間管理事業）につきましては、農地を貸したい地権者から、中間管理機構が借り受けて、扱い手へ貸し付けるための農用地利用集積計画を定めるものでございます。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局（杉田由里子君）

議案第7号 令和6年度農用地利用集積計画一括方式の決定について（農地中間管理事業）についてご説明をさせていただきます。

こちらは、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、本日、議案として上程するものでございます。

お手元の議案第7号の資料、3枚目を開き、農用地利用集積計画一括方式総括表をご覧ください。

今回、利用権が設定される農地につきましては、田が103筆、22万8,337m²、畠が93筆、11万2,909m²、合計いたしますと、196筆、34万1,246m²となり、貸し手は66名、茨城県農林振興公社の転貸後、借り手は56名で、今月末の公告を予定し、開始は令和7年1月1日となり、期間は10年間でございます。

内容につきましては、次の1ページ目からの農用地利用集積計画一括方式一覧をご覧ください。左から農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者、利用権を設定する土地、賃借権の設定等を受ける者・行う者、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者、農地中間管理機構に設定及び転貸される権利の内容となっています。以下、12ページまで196筆ございまして、賃借料等につきましては、農地の条件等により記載の金額等となっております。以上の計画内容は、改正前農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終了いたします。ご審議くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（会長 齋藤孝夫君）

説明を終ります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の表題より（案）を削除願います。

続いて、議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和6年度農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塙越剛君）

議案第8号の別紙をお開き願います。

議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和6年度農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、中間管理機構より提出を求められた農用地利用集積等促進計画（案）について、下妻市長より農業委員会に対して意見を求められたものでございます。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局（杉田由里子君）

議案第8号 令和6年度農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和6年度農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、本日、議案として上程するものでございます。

議案第8号の資料、3枚目を開き、農用地利用集積等促進計画総括表をご覧ください。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものです。こちらにつきましては、耕作者変更により、農地を新たな受け手に再転貸するものでございます。貸借期間が7通りございまして、それぞれの内訳件数については、総括表のとおりとなっております。合計の転貸面積は、田が22筆、31,637m²、畑が19筆、14,288.23m²、計41筆、45,925.23m²で、地権者が17名、転貸を受ける者は12名でございます。

なお、本計画案については、この後、市が農地中間管理機構に提出したものを県知事が認可・公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。

以上で説明を終了いたします。ご審議くださいますようよろしくお願ひいたします。

議長（会長 齋藤孝夫君）

説明を終ります。発言はありませんか。飯村委員。

飯村委員

議案第6号と議案第7号の違いがあるのですか。

議長（会長 齋藤孝夫君）

事務局お願いします。

事務局（杉田由里子君）

お答えします。議案第6号と第7号の違いということですが、今年度まで、農地の貸借の方法が3つございまして、まず農地法3条で貸し借りを行う方法、それから、議案第6号につきましては、農業委員会で行っている利用権設定という方法がございます。その方法ともう一つ、ただ今ご説明しましたのは議案第7号で、現在は農業政策課で行っております農地中間管理事業を活用した農地の貸し借りということになります。

以上でございます。

議長（会長 齋藤孝夫君）

飯村委員、いかがですか。

飯村委員

そうしますと、議案第7号については、農業政策課から上がってきたということですか。

議長（会長 齋藤孝夫君）

事務局お願いします。

事務局（杉田由里子君）

はい、農業政策課から上程されております。

議長（会長 齋藤孝夫君）

飯村委員、よろしいですか。

飯村委員

はい。

議長（会長 齋藤孝夫君）

他に発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和6年

度農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見は無し、といたします。

続いて、報告第1号、制限除外の農地の移動届出について報告願います。局長。

事務局長(塙越剛君)

10ページをお開き願います。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回1件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、下妻地内、登記、畠、現況、雑種地、767m²の内113.49m²、届出理由は、令和5年9月頃より、穀殻置場施設を設置し、無断転用していたことから、去る12月9日、始末書添付の上、届出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(塙越剛君)

11ページをご覧願います。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、11ページから16ページまで、27件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和6年第12回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了（午後2時28分）

議長 齋藤孝夫

署名委員 塙田好克

署名委員 程塙裕行